破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第８２４号
北海道石狩市花川北７条２丁目５番地　ヴィラリバーサイド105号、住民票上の住所北海道石狩市樽川３条２丁目38番地　ＳＫハイムⅢ103号
債務者　矢川　美記（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５０１号
札幌市豊平区美園８条２丁目１番17―301号
債務者　小松　房枝
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５６１号
札幌市中央区南３条東４丁目１番地２　コーポ三井513号
債務者　宮島　一義
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６３８号
札幌市東区北34条東18丁目４番４―203号
債務者　向　奈美恵（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６４２号
札幌市中央区南８条西６丁目７番地11　アンセリジェ弐番館1017号
債務者　澤田　優紀
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６６７号
札幌市白石区北郷５条９丁目８番３号
債務者　横浜　港一
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８０８号
札幌市北区拓北５条２丁目９番１―108号
債務者　小澤貴志子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８２１号
札幌市厚別区厚別南２丁目３番27号　プリマカーサ北館201号
債務者　奥村　里紗
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８２４号
札幌市白石区東札幌６条５丁目４番７号　第８政友荘102号
債務者　中村　幸祐
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９２９号
札幌市豊平区豊平３条２丁目２番１―905号
債務者　伊井　義弘
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５号
北海道網走市緑町１番12―３号久保アパート２階Ｄ号
債務者　金子　　実
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第２７号
北海道網走郡大空町女満別西４条２丁目８番３―202号　しらかば公住
債務者　藤田ふみ子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第２８号
北海道北見市常呂町字土佐１番地３　西町第１団地2084号、住民票上の住所北海道北見市番場町３番28号　パリストマンション３―Ｄ
債務者　松本　　亘
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第３１号
北海道網走市つくしケ丘３丁目８番10―４号
債務者　國枝　直美
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第３９６号
盛岡市盛岡駅前北通７番10―207号、住民票上の住所盛岡市下太田田中81番地１
債務者　豊島　文也
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４０４号
盛岡市黒石野１丁目１―13　第二長山アパート四号、住民票上の住所岩手県二戸市福岡字横丁30番地４
債務者　小舘　雅克
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１０７号
千葉県山武市井之内668番地５
債務者　古川富士男（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係